

審判活動休止申請について

海外勤務、長期の病気、怪我の治療または妊娠・育児などのために審判活動を休止する場合、**審判活動休止申請**を行うことで、原則 3 年間の審判活動休止が認められ、あわせて当該年の登録料の支払いおよびライセンス更新講習会受講を免除とします。

<申請手順>

所属する都道府県協会（S 級・A 級については JBA）に「**審判活動休止申請書**」を提出し、**予め承認を得ること**。

- ① **申請者は**、「審判活動休止申請書」の本人記入欄に、休止申請期間、休止理由等の必要事項を記入し、署名欄に自署、捺印のうえ、所属先都道府県協会審判長へ提出する。（E メール添付可）
- ② **所属先審判長は**、記入内容を確認の上、承認の場合は審判長承認の署名（デジタル署名・印可）を行い、本申請書を受理・承認した旨、申請者へその旨 E メール等にて通知をする。

<備考>

- ・活動休止申請中は、更新講習受講は免除とします。
 - * 復帰に際し、「ライセンス復活申請書」の提出および JBA または都道府県協会の定める更新講習を受講することで、活動休止前のライセンスの復活が認められます。
- ・年度途中での活動休止申請の場合、すでに支払われた登録料や講習会受講料の返金はありません。

以上